

事務局運営要領

(目的)

第1条 この要領は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会（以下、「NPO・LSA」という。）における事務局の運営について定める。

(位置付け)

第2条 事務局は、理事会の下で、NPO・LSA 活動に関する業務を主管する。

(組織)

第3条 事務局は、事務局長、事務局次長、及び事務員より構成する。事務局長は、事務局を代表し統括する。事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長がその職務を遂行できない場合は代行する。本委員会は、下記のメンバーで構成する。

- ① 事務局長 1名
- ② 事務局次長 2名以内
- ③ 事務員 若干名

(任期及び選任)

第4条 事務局の事務局長、事務局次長、及び事務員の任期は原則2年とし、総会後の理事会で選任されたのち、翌々年度の総会までとする。再任を妨げない。

- ① 事務局長及び事務局次長は、理事長が選任する。
- ② 事務員は、必要に応じて、事務局長が採用する。

(業務)

第5条 事務局は、定款第20条に基づき設置するものであり、下記の業務を実施する。

- ① 総会の執行に係る事項
- ② 理事会の執行に係る事項
- ③ システム活性化部会の執行に係る事項
- ④ 各委員会等の支援に係る事項
- ⑤ 会員への支援に係る事項
- ⑥ 対外的業務の補助に係る事項
- ⑦ 入退会に関する補助に係る事項

(要領の改廃)

第6条 本要領の改廃は、運営委員会が起案し、理事長が承認する。

附 則 本要領は平成21年4月1日から施行する。

改定履歴

平成 25 年 9 月 18 日改定

2021 年 9 月 16 日改定